

2020年5月21日
新日本電工株式会社

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について（第7報）

当社は、5月21日に政府が緊急事態宣言の対象地域を見直したことを踏まえ、以下の対応を実施します。

1. 引き続き特定警戒都道府県となっている地域の事業拠点
本社（東京都）・日高工場（北海道）
2. その他の事業拠点
徳島工場（徳島県）・鹿島工場（茨城県）・富山工場（富山県）・妙高工場（新潟県）
郡山工場（福島県）・研究所（徳島県）・※大阪営業所（大阪府）
※大阪営業所は拠点のある大阪府において緊急事態宣言が解除されたことにより対応内容を変更
3. 対応内容
 - （1）特定警戒都道府県内の事業拠点については、テレワークが可能な従業員の在宅勤務期間を5月31日（日）まで延長します。また、事業継続の観点から出社が必要な従業員については、部門長が判断の上、最小限の人数とします。その後については、政府及び自治体の要請内容に応じて延長または改定します。
 - （2）その他の事業拠点については、上記1の事業拠点と同様の対応は実施しませんが、政府が緊急事態宣言解除後も引き続き他者との接触削減努力を要請していることに鑑み、自治体の要請と併せてこれらに応じた対応を実施します。
 - （3）製造活動につきましては、引き続き最大限の感染防止策を実施し行っています。

当社は、政府・自治体の方針や行動計画等に基づき、今後もお客様・地域住民の皆様・従業員等の安全を最優先に感染拡大防止に努めるとともに、適切な事業継続を図ってまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

新日本電工株式会社 総務部

電話：03-6860-6800

E-mail：master11@nippondenko.co.jp

以 上